

館山市と株式会社千葉薬品との包括連携に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と株式会社千葉薬品（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、全ての市民が生き生きと暮らせるよう、地域のニーズに応じて柔軟に対応することにより市民サービスの向上や、地域活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）高齢者支援に関する事項
- （2）市民の健康の維持増進に関する事項
- （3）地産地消の推進、地元産品普及への協力に関する事項
- （4）災害時における地域支援に関する事項
- （5）地域情報の発信に関する事項
- （6）その他、両者が必要と認める事項

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報共有及び意見交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な事項について連携して取り組むものとする。

3 甲と乙は、連携して取り組むことに合意した事項について、その具体的な推進方法や役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲と乙は、連携して取り組んだ事項について、その内容及び結果により、必要に応じて更なる推進に向けて協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲または乙のいずれからも次項の書面による申し出がない場合は、有効期限が満了する日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

2 甲または乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、期間満了の日の1か月前までに書面により相手方に通知することで、本協定を解除することができるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定において知り得た非公表事項を第三者に開示し、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限り

ではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項、または本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年11月22日

甲 千葉県館山市北条1145番地の1
千葉県館山市

館山市長 森 正一

乙 千葉県千葉市中央区問屋町1番35号
株式会社千葉薬品

代表取締役社長 齋藤昭生